

## 川崎市資産マネジメント推進本部設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 本市における資産マネジメントの取組を全庁横断的かつ円滑に推進することを目的として、川崎市資産マネジメント推進本部（以下「本部」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 資産マネジメント実施方針に関すること。
- (2) 個別施設計画に関すること。
- (3) 資産マネジメント実施方針に基づく戦略の推進に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、前条に掲げる調査・検討において必要があると認める場合には、別表第1に掲げる者のほか、その案件に応じ本部員を選任することができる。

### (本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が会務を総理し、その議長となる。

- 2 本部会議は、必要に応じ本部長が招集する。

- 3 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部会議に係る事項を協議するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は総務企画局公共施設総合調整室長を、副幹事長は総務企画局公共施設総合調整室担当課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事長は、別表第2に掲げる者のほか、調査・検討の案件に応じ必要な幹事を選任することができる。
- 6 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
- 7 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長が不在のときは、その職務を代理する。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 9 幹事会を補佐するため、ワーキンググループを置く。

(部会)

第6条 地域ごとの資産保有の最適化に向けた取組方針の策定に関する事項をより詳細に協議するため、本部に、地域最適化検討部会を置く。

- 2 部会は、座長、副座長及び部会委員をもって組織する。

- 3 座長及び副座長は総務企画局公共施設総合調整室担当課長をもって充てる。
- 4 部会委員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。
- 5 座長は、別表第3に掲げる者のほか、調査・検討の案件に応じ必要な部会委員を選任することができる。
- 6 部会は、必要に応じ必要な委員を座長が招集する。
- 7 副座長は座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代理する。
- 8 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 本部会議、幹事会及び部会の事務局は、総務企画局に置く。

(委任)

第8条 前各条に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年7月9日から施行する。

(川崎版PRE戦略推進委員会設置要綱の廃止)

- 2 川崎版PRE戦略推進委員会設置要綱(24川財運第68号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本 部 員

上下水道事業管理者	臨海部国際戦略本部長
病院事業管理者	危機管理本部危機管理監
教育長	川崎区長
総務企画局長	幸区長
財政局長	中原区長
市民文化局長	高津区長
経済労働局長	宮前区長
環境局長	多摩区長
健康福祉局長	麻生区長
こども未来局長	交通局長
まちづくり局長	病院局長
建設緑政局長	消防局長
港湾局長	教育次長

別表第2（第5条関係）

幹 事

総務企画局総務部庶務課長	宮前区役所まちづくり推進部総務課長
財政局財政部庶務課長	
市民文化局市民生活部庶務課長	多摩区役所まちづくり推進部総務課長
経済労働局産業政策部庶務課長	
環境局総務部庶務課長	麻生区役所まちづくり推進部総務課長
健康福祉局総務部庶務課長	
こども未来局総務部庶務課長	上下水道局経営戦略室担当課長
まちづくり局総務部庶務課長	交通局企画管理部経理課長
建設緑政局総務部庶務課長	病院局総務部庶務課長
港湾局港湾振興部庶務課長	消防局総務部庶務課長
臨海部国際戦略本部事業推進部担当課長	教育委員会事務局総務部庶務課長
危機管理本部危機管理部担当課長	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
川崎区役所まちづくり推進部総務課長	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
幸区役所まちづくり推進部総務課長	財政局財政部財政課担当課長
中原区役所まちづくり推進部総務課長	財政局資産管理部資産運用課長
高津区役所まちづくり推進部総務課長	

別表第3（第6条関係）

地域最適化検討部会委員

市民文化局市民生活部企画課長

市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

経済労働局産業政策部企画課長

環境局総務部企画課長

健康福祉局総務部企画課長

こども未来局総務部企画課長

まちづくり局総務部企画課長

建設緑政局総務部企画課長

港湾局港湾経営部経営企画課担当課長〔経営企画・制度〕

川崎区役所まちづくり推進部企画課長

幸区役所まちづくり推進部企画課長

中原区役所まちづくり推進部企画課長

上下水道局経営戦略室担当課長

交通局企画管理部経営企画課長

病院局経営企画室担当課長

消防局総務部担当課長（企画担当）

教育委員会事務局教育政策室担当課長